

～緊急システムにおける協力機関について～

ご協力いただける機関

下記2点を満たす事業所等となります。

1. 佐伯市内で事業を行う事業所等
2. 個人情報の取扱いについて、佐伯市個人情報保護条例や関係法令のほか、別記「個人情報取扱い特記事項」について遵守できる事業所等

協定の締結方法

「佐伯市SOSネットワーク事業に関する協定書」に基づき佐伯市と協定を締結します。
※協定の解除はいつでも可能です。

ご協力いただく内容

◎行方不明者が発生した場合、佐伯市から「佐伯市SOSネットワーク事業搜索届」（様式第5号）により搜索の依頼が入りますが、通常業務に支障のない範囲内で搜索にご協力いただければ結構です。

◎対象者（と思われる方）を発見した場合に、速やかに佐伯警察署に連絡をし、警察官が到着するまでの間、可能な範囲で対象者の保護をお願いします。

◎対象者が発見された場合は、佐伯市から搜索協力依頼の解除連絡がありますので、搜索体制を解除してください。

◎佐伯市から送付されてきた「佐伯市SOSネットワーク事業搜索届」（様式第5号）等関係情報の一切を消去してください。

※ただし、搜索協力依頼後3ヶ月を経過しても対象者が保護されない場合は、搜索協力依頼が解除されたものとして、「佐伯市SOSネットワーク事業搜索届」（様式第5号）等関係情報の一切を消去してください。

費用の負担について

緊急システムによる搜索活動に要する経費は、原則として、協力機関がそれぞれ負担していただきますようお願いいたします。

そ の 他

◎搜索活動終了後一定期間を空けて評価会議を行う場合があります。

◎年に数回、対象者の早期発見、及び保護のために必要な情報の共有、課題等を協議するための連絡会議を開催します。